

がっこうきゅうしょく もうしこみ がっこうきゅうしょくひ のうふ おしらせ
学校給食の申込みと学校給食費の納付についてのお知らせ

がっこうきゅうしょく ていきょう うける がっこうきゅうしょく もうしこみ がっこうきゅうしょくひ こうざふりかえ
学校給食の提供を受けるためには、①学校給食の申込みと②学校給食費の口座振替の
しゅるい てつづき りょうほう
2種類の手続を両方とも行っていただく必要があります。

1 がっこうきゅうしょく もうしこみ および がっこうきゅうしょくひ こうざふりかえ てつづき
1 学校給食の申込み及び学校給食費の口座振替の手続について

てつづき ① がっこうきゅうしょく もうしこみ
手続 ① 学校給食の申込み

※「QRコード」は株式会社デジシーエーの登録商標です。

パソコンやスマホから、オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）で、学校給食の
もうしこみ おこなって
申込みを行ってください。

- 期限 令和7年4月14日まで（転入生は給食を食べる日まで）
➤ 申込方法 QRコードからサイトにアクセスして必要事項を入力

※ 初めてe-KAWASAKIを利用する場合は、利用者登録が必要になります。



URLはこちら

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/dff59dc3-3b43-47d3-a0bb-a0b04214bd63/start>

（注）パソコンやスマホから手続きができない場合

「学校給食申込書」（4枚組の書類のうち4枚目） → 学校に提出

- 切り離して必要事項を記入して、入学式の日に学校に提出してください。
➤ 学校給食申込書の用紙が必要な場合は、入学予定の学校に直接お問い合わせください。



てつづき ② がっこうきゅうしょくひ こうざふりかえ てつづき
手続 ② 学校給食費の口座振替の手続

パソコンやスマホから、Web口座振替受付サイトで口座振替の手続を行ってください。

- 期限 令和7年4月14日まで（転入生は給食を食べる日まで）
➤ 申込方法 QRコードからサイトにアクセスして

- 必要事項を入力
➤ 注意事項 口座振替の手続はお子様ごとに必要です。

口座振替の手続用



URLはこちら

https://koukin-koufuri.jp/kawasaki_city/GPFKWS01010Action_doInit.action?tax_fee=0210

ちゅう ば そ こ ん す ま ほ て つ づ き ば あ い
(注) パソコンやスマホから手続きができない場合

こう ぎ ふ り か え の う ふ い ら い し ょ 4 ま い ぐ み し ょ り い 1 ～ 3 ま い め
「口座振替納付依頼書」(4枚組の書類のうち1～3枚目) → 金融機関に提出

- 複写式ですので、切り離さずに必要事項を記入して、下記の金融機関に直接お持ちください。
- 口座振替納付依頼書の用紙が必要な場合は、入学予定の学校に直接お問い合わせください。

とりあつかい 金 融 機 関
< 取扱金融機関 >

銀行	信用金庫	その他
みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・群馬・きらぼし・横浜・東日本・神奈川・静岡中央・ゆうちょ(郵便局)・PayPay・楽天・イオン	横浜信用金庫・川崎信用金庫・さわやか信用金庫・芝信用金庫・城南信用金庫・せたがや信用金庫・世田谷信用金庫	中央労働金庫・セレサ川崎農業協同組合

- 学校給食費以外の経費は、別途、学校が指定する金融機関の口座からの引落としとなります。
- 一度学校給食費の口座振替の手続を行うと、川崎市立学校(中学校・特別支援学校含む)への進学・転校の際の申込みはありません。
- 学校給食費の口座振替にかかる手数料は川崎市が負担しますので、保護者負担はありません。

2 学校給食費について

令和7年度の学校給食費と納期限(口座振替日)は次のとおりです。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	1月5日	2月2日	3月2日
対象月	4.5月分	6月分	7月分	8.9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2.3月分
納付金額 完全給食	10,800円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	10,679円
給食実施回数	187回(最大)	1食当たりの金額		317円					

- 令和7年度に実際に御負担いただく額については、国の交付金等を活用して補助することも検討していますので、4月頃に正式にお知らせします。
- 学校給食費は、最終的にお子様の1年間の給食食材の発注回数に応じて、お支払いいただきます。学校給食費の「精算」は第9期で実施します。
- 牛乳停止の場合は、上の金額から牛乳の料金が引かれた金額となります。

3 学校給食費の納付手続に関するQ & A

Q1 口座振替を申込期限までに手続できない場合はどうなるのか?

- A1 手続が完了していないと、第1期(4, 5月分)の学校給食費については口座振替ができない場合があります。その際は、川崎市が発行する納付書により金融機関又はコンビニエンスストアで納付してください。納付書に印刷されたバーコードからモバイルレジ等で納付いただくことも可能です。次の納期限(第2期)に合算して口座振替をすることはできませんので、御注意ください。

Q2 食物アレルギー等により牛乳を停止する又は牛乳のみの提供を受ける場合はどのような手続きが必要か？

A2 「学校給食費区分変更届」の提出が必要となります。必要書類など詳細は学校に御相談ください。

Q3 生活保護（又は就学援助）を受給している場合は？

A3 生活保護を受給している方や就学援助の認定を受けている方は、学校給食費の負担は生じません。認定に時間がかかり、先にお支払いいただいた認定対象の学校給食費については、認定後に返金します。学校給食の申込及び口座振替の手続きは必要です。

お問い合わせ先
▶問合せ先

学校給食の申込又は口座振替の手続きなど、学校給食費に関するお問い合わせは、

下記担当までお願いいたします。

川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室



電話：044-200-2539／FAX:044-200-1810／mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

川崎市 学校給食費

学校給食費に関するよくある御質問など、その他、学校給食費の取扱いに関する詳細は、下記URLを御参照ください。

URL <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html>